

## 平成27年白老町議会全員協議会会議録

平成27年 3月13日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時10分

---

### ○議事日程

1. 国民健康保険条例の一部改正について（町民課）
2. 白老町産業（商業・観光）振興計画策定について（産業経済課）
3. 白老町地域防災計画の修正について（総務課）

---

### ○会議に付した事件

1. 国民健康保険条例の一部改正について（町民課）
2. 白老町産業（商業・観光）振興計画策定について（産業経済課）
3. 白老町地域防災計画の修正について（総務課）

---

### ○出席議員（13名）

1番 氏家裕治君	2番 吉田和子君
3番 斎藤征信君	4番 大淵紀夫君
5番 松田謙吾君	7番 西田祐子君
8番 広地紀彰君	9番 吉谷一孝君
10番 小西秀延君	11番 山田和子君
12番 本間広朗君	13番 前田博之君
14番 及川保君	15番 山本浩平君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した

町 長	戸田安彦君
副 町 長	白崎浩司君
交通防災担当課長	畑田正明君
町民課長	南光男君
町民課主査	喜尾盛頭君
生活環境課長	竹田敏雄君
産業経済課長	石井和彦君

産業経済課商工労働観光営業戦略担当課長	本 間 力 君
産 業 経 済 課 主 幹	藤 澤 文 一 君
産 業 経 済 課 主 事	鈴 木 哲 君
総 務 課 主 幹	森 玉 樹 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君

---

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は、国民健康保険税条例の一部改正について、産業（商業・観光）振興計画策定について、域防災計画の修正について、以上3件であります。

それでは最初に国民健康保険税条例の一部改正について、担当課からの説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） おはようございます。国民健康保険税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

平成27年度税制改正の大綱に課税限度額の引き上げと、低所得に対する保険税軽減措置の拡充が盛り込まれております。本日の説明内容は、従前より専決処分させていただいている国民健康保険税課税限度額の引き上げについてでございます。地方税法の一部改正とともに、国民健康保険税の課税限度額などを規定する地方税法施行令の一部を改正する政令が今月末に公布され4月1日施行となる予定でございます。国民健康保険税の課税限度額引き上げの改正趣旨といたしましては医療給付費が増加する一方で、所得水準の低迷などにより、保険税調定額が減少傾向にあることから、必要な税収入の確保、負担能力に応じた保険税の負担により格差の是正を図るために課税限度額を引き上げるものでございます。保険税の賦課期日は4月1日と定められておりますので、課税限度額を81万円から85万円に改定することで、専決処分をさせていただくものでございます。課税限度額の引き上げ内容と保険税収入の増額などについて具体的に担当から説明させていただきます。

○議長（山本浩平君） 喜尾主査。

○町民課主査（喜尾盛頭君） おはようございます。町民課喜尾です。

私からは限度額引き上げの内容について説明させていただきます。お配りいたしました資料、A4の両面になっています1ページ目の2番改正内容からになります。こちら表のほうを見ていただければと思うんですけども、国民健康保険税につきましては基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分と3区分の合計で成り立っております。今回の改正につきましては合計額については81万円から85万円に4万円引き上げますよということになりますが、内訳につきましては基礎課税額分が現行51万円から52万円ということで1万円の増額、後期高齢者支援金等課税額分につきましては16万円から17万円と1万円の増額、介護納付金課税額分については14万円から16万円、こちら2万円の増額、計4万円の増額になるという中身でございます。本町における影響それぐらいなるかというものが3番の対象世帯影響額ということになります。こちらの表のほう見ていただければと思うんですけども、基礎課税額分については対象が57世帯、影響額が57万円、後期高齢者支援金等

課税額分につきましては対象が 26 世帯、影響額で 23 万 6,000 円、介護納付金課税額分につきましては 14 世帯、18 万円、計 98 万 6,000 円が国民健康保険税で調定額の増分として見込まれるということで、こちらの下につきましては 26 年度の当初の課税のデータから出しています。また 27 年度になりましたら前年の所得を見てという形になるので若干対象世帯とかも変わってこようかと思えます。それでは、どのような収入をもらっている方が対象になるかというのが 2 面になります。

2 ページ目です。4 番課税限度額引き上げに伴う世帯人員、課税区分別課税条件達成所得一覧ということで、1 人世帯から 4 人世帯、それぞれについて幾らぐらい給料もらってれば、上限に達するかというものをあらわしたのですが、こちら一応本町の国民健康保険においては平均 1 世帯当たり大体 1.6 人強というのが世帯員の平均ということになっておりますので、2 人世帯の区分で説明させていただきたいと思えます。2 人世帯の欄、基礎課税額分につきましては給与収入額がなって 761 万 5,000 円ある方については、初めてそこで課税の上限額に達するということです。次に後期支援金等課税額分については 1,121 万円の給与収入がある方、次に介護納付金課税額分については 1,168 万円の給与収入があれば上限額になるよということになります。こちらを見ていただくと給与収入額の介護納付金課税額分の金額が 1 番高いということになりますので、この 1,168 万円給与収入ある方については別途全てが上限にするということでは、ここで初めて 85 万円かかってきますよという内容になってございます。説明のほうにつきましては以上ということになります。

○議長（山本浩平君） ただいま説明が終わりました、この件についてお尋ねしたいことありましたらどうぞ。

7 番、西田祐子議員。

○7 番（西田祐子君） 説明ありがとうございます。今説明受けた課税額分と言っていることはつまり税金の課税する金額ということになると、実際の総収入ってなったらもっとなるっていうふうに単純に考えていいんでしょうか。大体どのくらいになりますか。ここだけ、ちょっと教えてもらいたいです。

○議長（山本浩平君） 喜尾主査。

○町民課主査（喜尾盛頭君） 今、説明させていただいた部分につきまして実際は国民健康保険税、計算するに当たっては所得金額に応じてという形になるんですけども、今給与収入だけで説明させていただいたとおり、例えば給与収入で年間 1,168 万円あれば、所得金額が 939 万 6,000 円になるということで、所得金額がこの金額に達すると上限 85 万円にかかってくるというような考え方になっております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。

これで国民健康保険条例の一部改正の説明を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時07分

---

再 開 午前10時09分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、産業（商業・観光）振興計画策定について、担当課からの説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） おはようございます。

これより、白老町産業振興計画策定事業に関し策定内容及び今後の取り扱いなど、本日お時間をいただきまして説明をいたします。2020年の象徴空間に向けて町の基盤整備など初めとした産業振興政策が重要となってきました。白老町の活性化推進会議と連動して中長期的な視点で施策を示しており総合的に大きな効果が期待できるものであります。本日の説明後、本計画書策定のため町内関係組織で構成する検討委員会を設置し、本年8月中を目途に完成させる予定であります。これより詳細については担当課からご説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） おはようございます。

これより作業振興計画のほうを説明させていただきますが、まず、お手元に配布させていただいていますカラーのダイジェスト版とそれからちょっとページがついている報告書のほうでございますが、カラーのほうのダイジェスト版を主にご説明させていただきます。またこのカラーのほうにつきましてはスクリーンのほうにも同時でつながらせていただきますので、よろしく願いいたします。冒頭説明入る前に大変申し訳ございません、3カ所ほど報告書の厚いほう訂正を申し訳ございませんがさせていただきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、すぐ目次の横にA3の表でございます。A3の表の1番右側のフローがございまして、（仮称）白老まちづくり会社の下に括弧して白老振興公社ということで言葉が入ってますが、今の時点ではこちらまだ今後の方向としてますので削除をお願いしたいと思います。まだこれからの今後の想定なのでからちょっと誤解が生じないということです。それから同様な内容のミスが、1番最終ページか2枚目63ページになります。同じ表でございます。同じ表の1番下に記載していますフローの表の部分のまちづくり会社の下に括弧白老振興公社、これも削除お願いします。仮称でございます。それから64ページにも推進体制の1番上の表に、仮称まちづくり会社というところに表がありますが、これも削除大変申し訳ございません。よろしく願いいたします。それでは報告書に沿ってご説明させていただきます。

まずこの事業に関しましては白老町新地域力活用新事業で事業化検討調査という位置づけで、今年度この振興計画の策定事業で検討してまいりました。それでは第1章、2ページ目になり

ますが第1章の計画にこの策定にあたってということであります。まず1番の計画策定の背景と目的でございます。2020年に国立博物館の開設が決定、来訪者の増加は当町の地域振興産業振興にとっては絶好の機会とそのため産業振興（商業・観光）の将来ビジョンが必要であるということによって位置づけております。

2番目の計画の位置づけでございますが、商工・観光振興に主眼に置いた基本計画、それから第5次白老町総合計画等の上位関連計画との整合性、それから象徴空間活性化推進会議との調整という3つを位置づけております。

3番の計画対象期間でございますが、平成27年度から31年度、5年間ということで、経済、社会の潮流変化に応じて適切に見直ししていきたいと考えております。それから、3ページ目でございます。計画の構成ということで第1章今述べました部分から第6章の実現方策まで6つの区分で分けてさせていただきます。右側に計画の詳細を記載しておりますが、報告書のほうのこちらの報告書のほうで、先ほどちょっと訂正1番最初にさせていただきました。大変ちょっと字が小さくて見づらいんですが、このこれから説明いたします。この計画書の概要版として載せさせていただきます。また報告書の2ページに関しましては計画の構成ということで、章のそれぞれの取り扱い考え方というところで、フローとして掲載しておりますのでご参照いただきたいと思います。

戻りまして、カラーのほうの4ページ目、第2章、地域の概況というところでございます。

まず1番の社会・経済・環境等ということで、白老町における人口減少の高齢化問題の深刻化、それから第1次産業、第2次産業、第3次といずれも低迷。それから観光入り込み客、客数の減少多様な観光資源を活用した観光活性化が必要。大町商店街・虎杖浜温泉街がはじめとした地元商店等の衰退。それから新千歳空港、道央自動車のすぐれた交通アクセスというものが上げられます。

2番目の産業でございますが、就業人口が1995年をピークに26%減少しています。1次産業でいけば漁業の就業者の半減、2次産業の大企業の合併で撤退により激減、3次産業でいけば飲食店、卸・小売業が激減というような概況でございます。

続いて5ページ目となりますが、3番商業・観光でございます。商業に関しましては近隣に複合商業施設が立地。ネット販売、通信販売などの流通が多様化し、購買力の流出、売上減少、廃業、空店舗化ということでございます。観光でございますが、観光入り込み者の減少、250万人から現在170万人。国立博物館による通型観光から滞在型観光への転換の必要性。商店街の活性化、国内の中での観光の受け入れ体制の整備等が商業観光の活性化が急務であるということでございます。この4番の地域課題につきましては、この1から3の地域概況をと捉えて6つの捉えで地域課題をあげさせていただきます。

まず、①地区内連携の強化による商業観光の活性化。②滞在・滞在時間の増加による、商業・観光消費の拡大。③国道36号線沿道立地の商業の活性化。特産品の開発から販売促進による観光振興の推進。⑤市街地商店街の活力向上。それから⑥観光サービスの向上ということ

でございます。

報告書の38ページ、A3の表になりますが、今のお話した部分同様になりますけども地域概況等地域課題を位置づけた表を載せさせていただいております。今お話ししたとおりでございますがご参照いただきたいと思っております。

続きまして、カラーのほうの6ページ目。第3章、将来ビジョン目標・方針でございます。第5次白老町総合計画で「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」産業関連の基本方針としましては、地域資源を生かした個性あふれる産業のまちと位置づけております。これらが関連しまして、産業振興にかかる将来ビジョンといたしまして、2020年の国立博物館のオープンに伴う観光入客の増加により街中ににぎわいが生まれるとともに、これに伴う観光消費の活性化により地域経済の活性化や産業振興を実現すると。その目標に関しましては白老町で観光入込等の大幅増加。宿泊者数の増大と観光消費の拡大。にぎわいのある市街地・商店街の形成。町民にとって魅力があり暮らしやすいまちの形成。商業・観光産業の拡充とします。

続きまして7ページ目の基本方針でございます。将来ビジョン目標に沿って基本方針としまして、6つの方針を上げさせていただいております。

まず、①地区住民及び観光資源等のネットワーク化の推進。②としまして観光資源の魅力化等による観光入り込み客等の滞留滞在の時間の増加。③観光入込客等の増加のための集客・誘客活動の強化。④6次産業化等による地元特産品の付加価値向上と開発から販売の推進。⑤街の顔となる中心市街地・商店街の魅力づくり。⑥推進体制の確立及び有能な人材の確保・育成ということとさせていただきます。

カラーの8ページ目になりますが、第4章、産業振興計画に係る基本政策ということで、こちらは第5次白老町総合計画の施策項目と基本事業を掲載させていただいております。同様に報告書の41ページにこれらを掲載しておりまして、この施策項目事業項目に沿って先ほど申し上げました基本施策と示してございます。

ページ42ページは深く読みませんがA3で総合計画の施策目標基本事業、こちらに記載しての詳細を記載しておりますのでご参照いただきたいと思っております。

次に9ページ目の説明に入らせていただきます。商業・観光の振興に係る政策体系ということとございます。先ほど基本方針読みましたが、1つずつ施策の項目についてお話ししたいと思います。

まず①の地域住民及び観光資源等のネットワーク推進でございますが、施策といたしまして、地区住民間連携それから観光交通ネットワークの形成、それから観光誘導のネットワーク形成でございます。②としまして、観光資源の魅力化等による観光入り込み客等の滞留・滞在時間の増加ということですが、施策基本施策としまして基本観光資源のデータベース化・洗練・活用。それから食材王国しらおいを中心とした飲食等のグルメ機能強化、体験型観光のための体験プログラム等の充実、多様な宿泊施設の整備と宿泊マネジメントシステムの確立。それから③の観光入込客等の増加のための集客・誘客活動の強化でも部分ですが、各地区の特性を生か

した集客・誘客拠点の整備と核的観光資源のブラッシュアップ。国内外の観光客等に対する観光情報受発信システムの整備。広域観光拠点との連携の強化。海外観光客を対象とした集客・誘客活動の強化でございます。

10 ページになります。④ 6 次産業化等による地元特産品の付加価値向上と開発から販売不足推進でございます。基本施策といたしまして地域資源を活かした地元特産品の開発と特産品のラインナップ。既存の地元特産品のブラッシュアップと 6 次産業化の推進。地元特産品の販売拡大。これから 6 次産業拠点化の拠点の整備でございます。⑤ 街の顔となる中心市街地・商店街の魅力づくりでございます。基本施策といたしまして魅力的な街並みの景観の創出。生活街機能の強化。宿泊・体験・グルメ機能の強化。情報発信・交流機能・交通ターミナルの強化でございます。⑥ 推進体制の確立及び有能な人材の確保・育成でございますが、基本施策といたしまして仮称まちづくり事業会社の設立・運営。しらおい経営塾の設立・運営。観光に関する教育・研修の推進。外部人材確保ということでございます。報告書のほうで話しました 43 ページに今のお話した内容、施策を体系させたものを記載しております。

また 44 ページから 49 ページに施策の内容を示させていただいております。施策の内容といたしましては、今後の必要となる項目、それから現在既存として取り組みを進めているもの、それらのものに関しまして検証を行って監視しながら、政策内容を実現化に向けて検討していくというような流れにさせていただいております。なお参考例ということでそれぞれの施策内容の右側に写真が付けておりますが、あくまでイメージということで押さえていただければと思います。

続いてカラーの 11 ページ目、第 5 章、リーディングプロジェクトでございます。まずリーディングプロジェクトの基本的な考え方でございますが、商業・観光振興計画を実現して、将来目標達成していくためには、総合的に戦略的かつ着実に推進していくことが不可欠だと考えております。実効性及び波及効果の高い政策・事業を実施優先度の高いリーディングプロジェクトとして位置づけまして、これらを総合的かつ戦略的に推進していくものとして考えております。リーディングプロジェクトの選定に際しましては町内の地区の特性や地域資源の特性、商業・観光の連携の重要性を勘案しまして、全町的プロジェクトという形とそれから拠点別（地区別）開発プロジェクトとして分けてございます。

それでは、カラーの 12 ページ目。全町的プロジェクトということで①から⑦まで 7 つの項目をプロジェクトとして位置づけております。それから拠点開発プロジェクトとしまして 4 つの項目を上げさせていただいております。リーディングプロジェクトに関しましては、この施策が商業観光ということで広く大きな課題として事業全体を進める上での核として組み立てていく、さらに先導的に役割という形でプロジェクトを進めていくということでリーディングプロジェクトとの意味合いはご理解いただきたいと思っております。

13 ページ目なのですが、その前に報告書の 51 ページをお開きいただきたいと思っております。先ほどちょっとリーディングプロジェクトの意味合いをお話ししましたが、ここに横並びで全町



的プロジェクトと開発プロジェクトを記載しておりますが、縦で基本施策、先ほど申し上げました6項目を並べております。リーディングプロジェクトと基本施策の関連性ということでこのような施策の項目に沿ってプロジェクトの優先度なり事業の評価の中で進めていくイメージとして関連性を押さえていただければと思います。

飛び飛びで大変申しわけないのですがカラーの13ページのほうに戻っていただきたいと思っております。まず全町的プロジェクトの①としまして、白老顔づくりプロジェクトという位置づけでございます。白老市街地にポロトコタンのイメージを活用した景観デザイン、体験施設等の整備により魅力的な町並みを創出し、ポロトコタンの来館者の白老市街地への誘客滞留・滞在時間を増大する。町外からのアクセスルートの国道36線では沿道景観対策を実施する。②誘客促進強化（喚起）プロジェクトとしましては、白老町への来訪の増加のために、国内外に向けた観光情報発信や誘客・集客を促進するための観光ツアーの造成、国内外における観光PR活動の強化等を行う。特に今後グローバルな観光動向に鑑み、インバウンド観光における外国人観光客が増加傾向にある個人観光客に向けた誘客・集客を積極的に推進するという位置づけでございます。

次に14ページ目、③宿泊機能強化プロジェクトでございます。町内における宿泊客数の増加のため、来訪者や観光客の多様な宿泊ニーズに対応した宿泊機能の整備、強化を行う。そのため宿泊ニーズ、宿泊機能の現状と動向を的確に把握し、既存の宿泊施設の利活用及び宿泊施設の新設等宿泊機能強化のための各種方策について多面的に検討を行い、実効的な宿泊施設の整備計画及び事業計画を立案し事業化を目指す。④としまして広域観光交通・誘導強化プロジェクトでございます。道外観光客を白老町に誘導するため利用しやすい公共交通システムや広域観光の核の集客案内システム、国道36号線からポロトコタン及び白老市街地への誘導案内システムを整備するなど、交通・誘導機能強化する。

次に15ページ目になりますが、⑤ポロトコタン関連交通ネットワーク強化プロジェクトでございます。ポロトコタン来訪者の地区内での移動を容易にするため、JR利用の促進、歩行やバス等による移動手段を整備するなどアクセス機能を強化する。交通弱者を含む地区住民の交通利便性を確保するため、白老市街地における路線バスの導入の検討、実施する。白老町の観光資源にアクセスするための観光ウォーキングコースを整備することでございます。⑥特産品開発・販売拡大プロジェクトでございます。白老の特色ある食資源等を活用した白老牛やたらこ等の食品加工、バーガー&ベーグル、シーフードカレー等の地産地消型「ご当地グルメ」の開発をさらに積極的に推進すると。既存特産品等のブラッシュアップや白老の自然資源を活かした新たな特産品の開発や、これらの販売拡大に向けた取り組みを強力に推進する。さらに国立博物館開設に伴うポロトコタンの知名度アップ等の機会を活かし、アイヌデザイン等の開発、活用による新規分野の開拓等への取り組みを推進するということでございます。

次に16ページ目、⑦地域活性化推進主体設立及び人材育成プロジェクトでございます。白老町の地域振興産業振興において中心的な役割を担う民間を主体とした推進組織を設立する。地

域活性化を強力に推進するための必要なリーダー的人材を確保するため、町内外の人材の確保及び人材育成を図る仕組みを検討し実施する。続きまして、拠点開発プロジェクトでございます。①しらおいマルシェ建設プロジェクトでございます。白老町への来訪者・観光客を街なかに引き込む装置として、また集客交流拠点都市の「しらおいマルシェ」を整備し、地域活性化の拠点として機能させると。この「しらおいマルシェ」は、町の顔としてのシンボルとして、また地域住民の暮らしを支える生活機能を有している。具体的には白老の特色のある文化や地域食材等の多様で魅力のある観光資源を生かした食・体験・ショッピング・宿泊などの観光機能や人口維持・市街地再生に繋がる居住機能を整備するということでございます。

それから 17 ページ目になります。②6次産業化拠点整備プロジェクトでございます。白老の特色ある地場産品を販売するマルシェ、白老や北海道代表するグルメを提供するフードコートなど集客力の高い販売、飲食サービスの機能を整備とあわせて、観光を核とした6次産業化の拠点（道の駅など）を整備する。太平洋を眺望できる景観特性を活かした展望施設、広域観光交流交通ネットワークの交通ターミナル機能の整備により拠点機能向上を図ると。③になります。虎杖浜・竹浦観光交流エリア整備プロジェクトでございます。虎杖浜から竹浦の区間を分布する温泉施設・宿泊施設、パークゴルフ場、飲食店施設等の連携や景観デザインの向上によりエリアとしての一体化、魅力化を図ると。さらにはアヨロ海岸、クッタラ湖からの湧水を活かした親水公園等の自然資源との連携を図り、地域の核となる集客交流拠点を形成するとともに、観光ウォーキングコースを整備しネットワーク化を図る。

最後 18 ページ目になりますが、④社台集客交流拠点整備プロジェクトでございます。白老東部の特色のある地域資源を活かし、農業や動物の触れ合い、地元特産品を活かしたスイーツ等の加工食品などの観光施設や、地場産品等販売する、マルシェやグルメを提供する飲食施設等の駅的機能及び広域観光交通ターミナル機能をもつ複合的な集客交流拠点を整備していきたいということで、ちょっと長くなりましたが、それぞれのプロジェクトの概要を説明させていただきました。なお報告書の 52 ページから 59 ページにかけて今お話をさせていただいた内容の詳細を記載させていただいております。それぞれ各プロジェクトの目的、事業化方針、それからフレーム事業内容の事例としました項目、それから事業主体、事業関連主体したいなどを掲載しまして、事業効果も経済効果社会的な効果、という形で詳細をプロジェクトの概要を掲載させていただいております。

そのプロジェクトの詳細の次のページになりますが、61 ページでございます。リーディングプロジェクトの優先度評価という形で優先性の評価を載せてそれぞれ取り組み具体、事業イメージ、それから取り組み推進主体、それから優先性で二重丸から黒三角までの評価を入れまして、一覧を掲載させていただいております。また 62 ページに関しましては、その優先度評価を踏まえて、ちょっと大きな枠組みの中長期的なスケジュールになりますが記載させていただいております。こちらの表の中では、当然、ソフト面もあればハード面の基盤整備まで、また多面的な取り扱いでプロジェクトを組み立てているという内容でございます。役場組織内

部、この産業経済課だけではなく、それぞれの部局にまたがる流れるものもありまして、こういった連携が必須となるということを想定してのプロジェクトを策定してきております。最後の第6章の説明に入らせていただきます。

カラーのほうは19ページ目、第6章実現方策まず1の推進体制です。商業・観光等の振興を迅速かつ円滑に進めるため、実効性のあるものとするためには企画・計画、運営、さらには資金調達などを総合的に管理する組織体制の確立が必要だと考えております。現在、白老町内では商工会で観光協会、行政などがそれぞれ中心となって象徴空間整備に向けた白老町地域活性化推進会議が組織されておりますし、また同様な連携の中で特に食材王国しらおい地産地消推進協議会などが中心となって現状であります。今後は民間企業を中心とした仮称になりますけれども「白老まちづくり会社」などの民間組織が核となって各関係機関が連携・協働し、商業・観光等の振興を総合的に総合的かつ戦略的に企画運営管理していくことが重要であると推進体制として考えております。

20ページ目でございます。ちょっと先ほど修正をお願いいたしました推進体制のイメージでございますが、今推進体制の内容お話ししたイメージしたもののなのですが、特に全国的にも、他の自治体の中でのこういった町中の再生それから地域活性化事業の中では、特にまちづくり会社という組織が中心になっている役割が往々にしてございます。これらは当然のことながらこれ町内に需要がきちっと求められるかということがキーなると思っておりますが、そういうところを意識しながら推進体制として、実現に向けて取り組んでいきたいというところでございます。

21ページ目でございます。2の進行管理というということでございますが、全ての主体が連携・協働しそれぞれ役割を果たして仕組みづくりをこのように不可欠にしていきたいというところで、この産業振興計画に関しましては各推進主体に、それから適宣評価を行って持続的に行っていくことが重要であることから、この基本施策に関しましては3年間、それからリーディングプロジェクトに関しましては1年間、事業の検証と見直しを行っていきたいという管理体制としたいと思っております。それから、3の財源資金調達等でございますが、これまでは国から国や道からの助成金、補助金など、相当程度依存してきておりますが、財政逼迫の状況を鑑みることにより、これら事業に要する経費は特に公共広益的な事業を除きまして、民間資金の活用を積極的に行っていくことが重要と考えております。地域振興や観光振興においては、最近ではファンド（基金）というものも、資金調達も増加しつつありますので、そういった部分も検討しながら進めていきたいと考えてございます。

長くなくなりましたが、最後に1番最後のページになります。これからの取り組みなのですが、この報告書をもとに今後、産業振興計画策定検討委員会を設置いたしまして、この案を基本としまして商工会、観光協会などを中心にした検討委員会設置いたしまして、関係する連携組織の中の理解普及から推進体制を構築したいと考えております。構成員としましては10名程度、別途基準も定めて組織したいと考えております、委員に関しては基本無報酬としていた

だき何かしら別途費用が発生した場合は協議させていただきたいと考えております。任期についてはリーディングプロジェクトを1年と更新ということを想定しますので、それらを考慮し検討と評価の前後踏まえて2年間ということとしていきたいと考えております。

2番の今後のスケジュールということですが、4月以降、早々に要項策定し、検討委員会設置、第1回の開催、それから5月、6月、第2回、第3回開催いたしまして、パブリックコメント等の手続を経て、最終検討をもち、この間また内容の修正と適宜に議会に説明して本計画書策定、完成させていきたいというスケジュールで考えております。大変ちょっと概要版で雑駁でございますが、説明のほう終わらせていただきます。以上よろしく願いいたします。

○副議長（及川 保君） ただいま説明がありました。この件について、特に聞いておきたいことがあればどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） あの申し訳ありません。ほんとに時間があまり取れなくて報告書等も全部見るができなかったのですが、全体の今後の観光の誘客それからいろんなことのダイジェスト版を読ませていただいて、私は今の国も女性の社会進出ということですのでよく言われています。女性を伴った旅行客も大変多くなっております。そういったことでは今後のそのプロジェクトとか、その施策を展開していくためには、女性の視点、女性の目線、主婦の目線というのがすごく大きな可能必要な事項になってくると思いますので、プロジェクトだとかいろんなことを構成するときに、女性の視点を取り入れるような工夫をしていただきたいというふうに思ってそれだけです。

○副議長（及川 保君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） おっしゃるとおりでございます。今このプロジェクト自体繰り返しますけども、既に取り組んでいるものを今後やはりもっともっと制度を高めていくというのが大半ございますし、実現していくためにはこういうものが需要だということも、なかなか厳しい部分も施策内容、リーディングプロジェクトとしても押さえております。これを一つ一つ着実に進めていくためということで押さえていただきたいこととございますし、吉田議員お話ししたとおり女性のことに關しましても、常に個人旅行客、特に自然のキーとするパワーアップスポットなどの魅力を用いて全国的にもそういったツアーなどが増勢されてきている傾向でございます。そういった部分もございますので町内の中の女性の方も検討委員会に入っただけのような、ちょっとそういった検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（及川 保君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 説明ありがとうございます。まず3つお伺いします。

まず白老のまちづくりプロジェクトということで多くはポロトの国立博物館建設に向けて町中も整備しようという考え方もあるみたいなのですよ。そこで考えられるのがまず景観だと思うんです。課長は確か空き家対策の時つくってありますけども、それプラス、実際にお客さん

に来てもらうようなイメージを考えたときに景観法をどうするのかということが一つ問題になってくるのかなと。

2つ目に、誘客をするときにポロトなんか特にそうなんですけど、団体客ですけどここで書いている外国人相手というふうなことも書いています。想定してますといったときに免税店という考え方は入ってないのかなと。

それと3つ目に宿泊機能強化プロジェクトということになってくると当然町内の事業者も誘致するという考え方になってきますけども、私は町外の事業者が入ってくることが悪いって言うてるのではなくて、反対にそういう方々が一緒になって白老のまちづくりをしてくれるような、そういう仕組みをつくっていかないとだめなのではないかな。町内会の祭りのときに一緒に参加する。町内会でごみ拾いをするとき一緒にやるとか、町内会費も払って、広報も読んで一緒にまちづくりやってくれるというような、そういう仕組みづくりをして一緒に白老のまちを町外から来た人たちと一緒にやっていくという考え、仕組みが必要なのではないかなと。白老のまちももともと7,000人か8,000人しかいないところにたくさんの人たちが集まってこの町ができてきたのだから、やっぱり町外から来る、受け入れる大きな力があると思うので、簡単にそれをもっと上手く使って、そしてやってくことが事業が成功していく一つなのかなと思うのでその辺の考えがぜひ入っていればありがたいかなと。それと吉田議員もおっしゃってました、商品のブラッシュアップすると言っていましたけど、誰がするのかということになったときやっぱりその商品を誰が買うのか、まず買ってくれる人は誰なのか誰に売りたいのかそうやってきたとき、買ってくれるような人たちがこういうプロジェクトに参加してなかったらうまくいかないのではないかなと。以上4点ざっくりですけど、ほかもっと細かいこといっぱいありますが、それはまた別の時に伺います。

○副議長（及川 保君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 空き家適正管理の関係、ちょっと私、前任だったときに携わさせていただきましたが、これは観光交通関連でいきますと、当然景観という部分でリンクしてくると思います。景観法というちょっと具体的にではどうするかということになりますと、これからちょっと議論していかないことだと思ってますし、手法としてはそういう部分も必要です。また今の町でおいている空き家適正管理条例っていうところが、その景観条例に発展するだとかっていうところの考えも出てくると思いますので、それらは事業主体、それぞれの中でまたは行政がこの法律に関してはきちっと誘導していくような流れになってくると思いますので、このプロジェクト中できちっとそういうイメージも入れながら検討していきたいと考えております。それから免税店に関しましては免税店にするのかどうかというところではいきますと、一昨年だと思えますけど免税制度の改正もありましたので、そういった部分に事業者さんがある程度のそういう組み立てを今後構築できるかどうかをプロジェクトの中でも大きくは強調していく部分だと思います。今この時点で免税店を設置するかどうかというところはこのプロジェクトの中で組み立てくわけですから、今ここはあの地域の

活力を上げていくためのこの施策プロジェクトでございますので、必要なことは必要っていう部分で想定されると思いますので、これができるかどうかというところでいきますと、そういったことも検討しながら進めるということになるかなと思います。それから町外の絡みで、町外に関しましては基本やはり地元資本がベースでということは考えていきたいと思ってます。地元資本の中で外部の方へ外部原資、外部資本を協働できるような共同事業として発展できるものが理想ということは考えていきたいと思います。その中で地元にも地元の企業さんまたは商店の方々が経済界の方々と外部の方々が連携することで、相乗効果が生まれるということもありますし、このプロジェクトの施策をきちんと打ち出すことで、外部で単独で入られてそれが需要が全て何か流れてしまうような流れというのは1番危険かと思っておりますので、そういった部分できちっとこの施策の中で捉えながら、地元の中で動かしていくということが重要かと考えております。それから特産品の開発または物を売っていく、そもそも原理・原則だと思えます。当然物をつくったときには販路がどうしていくか当然需要があつてということでございますし今までの特産品開発の中でも検証がなかなかできてないところも正直あるのですが、我々それから事業者さんと連携していく上ではその物をやっぱり売っていく方、プロパーさんがきちっとそういう部分を吟味しながらそれぞれの情報の中で売っていく人、どのぐらい買っていたかかっていうのはきちっと見定めて、ものをつくっていかなければならないかなと。それにはきちっとした特産品の価格帯、利益が生まれるような原価計算をちゃんとしながら事業計画を一つ一つ立てていくという流れになるかなと考えております。

○副議長（及川 保君） ほかございませぬか。10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 2点ほどお聞きしたいんですが、まず16ページの2の①白老マルシェ建設プロジェクトと、18ページ2の④社台の集客交流拠点整備プロジェクト、こちらのほう民間の力を生かしてやるという要素も含まれているのかなと自分ながら読みながら思ったんですが、機能が道の駅機能や観光ターミナル機能等。似たような機能がちょっと重複しているようなところが見受けられます。白老地区・社台地区ってそんなに距離としては離れてないところで似たような機能っていうのは何か理由があるのかということ。その辺をもうちょっと詳しくしてご説明願いたいという点が1点。報告書の53ページ、余り具体的というか個別的な今回の計画という形で実践的なというよりは、こういうふうな将来像というところで描かれてるという計画として報告書なってますが、1点ちょっと実名で出てきてるところがヴィラ・スピカという実名が出てきているのですが、私が聞いてる中ではヴィラ・スピカのこれからの整備っていうのは所有者の問題等もあつて、かなり持ってる所有物をまとめて10数億で処理したいというような話を聞いていることもありました。その後、町の担当として新しい情報を得て何か情報が進んでるところがあるのかなのか、その辺だけ確認をさせていただきたいと思えます。

○副議長（及川 保君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 1点目のしらおいマルシェ建

設プロジェクトとあの社台集客交流拠点整備プロジェクトの関係でございますが、それぞれまず白老地区の拠点としての必要性はその部分では今のニーズとしては用いてる傾向があるということでもまず位置づけさせていただいております。また社台におきましても既存店とそれから今後想定される施設公共施設であったりだとか、特に既存店の流れというものは、既に何かイベントを白老町内で特に白老牛肉まつりであったり、そういう部分での周遊は既にできている部分もございます。同じようにこちら竹浦地区にもそういう流れはもっともっと誘導していく上で、拠点をつくっていかないといけないと、ただ道の駅というツールといいますか、位置づけなる場合は当然いろんな手続きだったり、指定する部分というのはできますがこの時点では、当然そこがいいと決めて話ではなく、やっぱりその整備として修正を高める上で位置づけておりますので、まだまだこれを当然この関係機関、行政側から町内におろす中でこのプロジェクト内容もっと精査していきたいと思っておりますので、1つの方向性として、事前ヒアリングをした中でちょっとまとめさせていただいたところがございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

それから、ヴィラ・スピカのお話でございますが、小西議員のお話ししているとおり今の現状では非常にこの売却額の想定が厳しい状況というのは、現在もその状況でございます。ただ、それには白老町以外の施設等の取り扱いもあっての位置づけでございます。まだまだちょっと交渉を継続している最中でございます。具体的に今この場でこういう方向だということは言えませんが、着実にこの象徴空間が2020年できる前に我々の思いとしては、やはりきちっとした再稼働を早期に取り組んでいきたいということは、以前から変わっておりますので、特に観光協会ともこの話は逐一させていただいておりますので、今後も早期に行政ができる話ではないということもありますので、民間の方々とも連携しながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（及川 保君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 報告書の件についてはわかりました。ダイジェスト版のほうですが、計画をこのまますぐ進めていくはわけではなく、どちらかに集約することもあるというようなニュアンスでよろしいですか。計画として、両方でそういう道の駅を進めていくっていう計画とも捉えられるし、またどちらかにその役目を集約するんだということにも捉えられているんですが、どちらとして考えていたほうがいいのかということでしょうか。

○副議長（及川 保君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 今の進める中でこっちがあっちがってところでいきますとなかなかちょっと言いづらいです。今のその周遊性を求める部分、または中心市街地としての生活外機能の位置づけ、そういった部分のこれから活性化していくためには最大限追求していくところがありますので、それぞれのやっぱり機能が果たしてどこまでこれ費用もお金のかかる場所もございまして、どこまでこれをできるかっていうのはこれからプロジェクトの中できちっと精査していかなければいけないと思っております。ただ、

こういったプロジェクトをテーブル載せていかなければ議論としては進みませんので、全てやるという方向ではいきたいんですけども、お金の問題であったり、人の問題であったり、それぞれ地域力っていうことでいきますと、経済界、町民の方々の協力も必要でございますから、それらは行政がきちっと牽引いたしまして進めていくと。結果としてどちらかがということも可能性はなきにしもあらずということですので、ちょっと今の段階でどちらかということのちょっと言いづらいところですので、申し訳ありません、そのような形で理解していただきたいと思えます。

○副議長（及川 保君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。1点目が最後のページの産業振興計画策定検討委員会の設置についてなのですが、先日テレビで見たんですけど、東日本大震災の後、復興のスピードが1番早いのが女川町であったということで、なぜその女川の復興のスピードが早かったのかという番組がやっていたんですけど、その中で前商工会の会長さんが還暦以上は口を出すなということ、全て若い人たちの手によって自分たちがこれから住んでいくまちづくりをしていくのだから、若い人たちに任せるということで、どんどん復興のスピードが上がっているって、その実態を見まして、今のうちのまちにもこれはやはり当てはまるのではないかなというふうに感じながら見ていたのですが、この検討委員会のメンバーなのですが、想定されるメンバーが、想定しているメンバーを私はやっぱり若者にさせていただいたらいいのではないかという思いがあるんですけども、そのメンバーの想定している、どんな感じの方たちになるのかって、あとも20ページの（仮称）白老まちづくり会社についてなのですが、これはちょっとイメージが膨らまないんですけども、例えば富良野のマルシェありますよね。あそこもみんなが集まっている感じの会社で経営されていますけれども、ああいうイメージでいいのかどうなのかって、あとも2点お聞きします。

○副議長（及川 保君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） まず検討委員会のメンバーの構成でございますが、これに関しましてはこちら記載する商工会関係、観光協会さんのほうのそういった関連を中心としては考えておまして、具体的に誰がというところまではまだその方向までまだちょっといたっておりません。ただ先ほども女性の方を検討委員会のメンバーに入れていただきたいということもお話いただきましたし、それから若い方、若い方で当然白老地区も虎杖浜、竹浦地区にもものすごく頑張っている方いらっしゃいますので、可能な限りそういった意見を検討委員会に入らせていただきたいと思っておりますし、また検討委員会が全てでないと思っております。これからそういう理解普及をかける上では、この検討委員会の中の案件それから8月以降できた中でもこの計画書のやはり我々行政だけがしてるのではなく、地域の方にも理解していただくってことを進めなければいけないと思っておりますので、そういう中での実践者いわゆるプレーヤーとなれる方が特に若い方が中心となっていればいいのかということ、我々としてもイメージしておりますので、そのような流れでちょっと進めれば



と思っております。

それから、まちづくり会社のイメージでございますが、富良野マルシェも1つに捉えとしては位置づけられると思います。やはり行政が主体となる流れだとか各個の会社組織それぞれ事業活動されている方の中で行政がやらないと公共サービスの部分をいかにビジネスに変えていくようなところでまちづくり会社だとかもありますし、または例えば駐車場整備何かも行ったときにその管理運営をしていくもの都市部ではビルを建てた分不動産収入等の益を生んだ中で会社組織としてつくっていくものだというその自治体の中で核となっているそれぞれその事業の中でまちづくり会社というイメージの中では先駆的にもやられている部分が多くあります。それが今、白老町にどういったイメージで、これが流れていくかというのはこれからやはりもっともっと具現化していくものであると思いますので、それらをまずテーブルにこの産業振興計画上で載せさせていただいたというところで押さえていただければと思っております。以上です。

○副議長（及川 保君） ほかございませんか。8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。中身の問題は言いません。ただちょっとこの計画策定事業に関して、かなり具体的な内容盛り込まれています。背景だとか当初その振興計画策定の根底となる資料整理したのかなというふうに思ってたんですけど、この部分その具体的に例えば拠点の整備だとか、プロジェクトのある程度の具体的な内容も含まれています。中には斬新なやつもあって見るべきところもあると思って見てたんですけど、ただ、この策定委員会があつてその策定によって振興計画が整備されますね。だからこの事業のいろいろそういう網羅されている部分の何か位置づけがちょっと見えなかったの、その部分をもうちょっと教えて欲しかったのと、あと策定の経過基準日が27年の8月ですよ。実質もう4カ月間、3月の20日にこれが提案されて、新年度からやるとしたら4カ月です。結構この事業費的にも相当な規模見込まれる、まちの明暗をかけたような部分もあると思うんですけども、4カ月間という基準日はちょっと無理があるのではないかなと思ったんですけど、大丈夫ですか。

○副議長（及川 保君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） このリーディングプロジェクトにまず載せてる部分の流れでいきますと、それぞれの各事業に反映していきまして、ちょっと報告書の62ページにも一定のスケジュールは示させていただいております。

この8月に策定という位置づけであと4カ月ほどなのですが、この内容に関してはもっともっとその検討委員会のメンバーでもう少し議論をしていきたいと思っておりますし、フレーム的には、ちょっと言い方語弊あるかもしれませんが、基本施策、それからリーディングプロジェクトに関しましてはこのフレーム事態はさほど動きはないかなというところはちょっと考えてます。ただ事業計画というこれ個々の事業という進める部分に関してはこれ当然特にその基盤整備なんかも相当議論もしないといけないですし、この産業振興計画の中で全て解決できるものではないと思っております。我々、産業経済課の中でも、これをきちんと共有して、その

中でそれぞれの事業基盤的な部分、都市計画に絡むものであったり、別なプロジェクトといたしますか、協議に発展していくものもございますので、それはきっちり業務として進めながら組織全体でやっぱりやっていくことをきちっと民間の方々が事業としてできるような、促せるような流れというものを今後実現に向けて取り組んでいくという内容ですので、当然スパーンとかもみますと、厳しいとは思っております。極力できるものをきちんと実現しまして、またはこれは想定ですけれども、28年度以降の事業予算で公共で持たなければいけないものが、予算要求はその都度していかなければいけないかなと思っております。

○副議長（及川 保君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業振興計画策定についての説明を終了いたします。暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時08分

---

再 開 午前11時20分

○副議長（及川 保君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に地域防災計画の修正について、担当課からの説明を求めたいと思います。まず、戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 引き続きお時間をいただきたいというふうに思います。

白老町地域防災計画の修正についてであります。3月11日の東日本大震災以降、国と北海道による防災計画の見直しが進められてきたところであります。白老町も平成12年度12月から町の防災計画が見直されていないということでありますので、全面的な見直しを行うことといたしました。修正に当たっては、白老町も国や北海道等との計画と整合性を図りながら災害時の被害を最小化する減災の考え方に基づいて見直しをすることといたしました。詳細については、担当課のほうからご説明をさせていただきます。

○副議長（及川 保君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

きょうは地域防災計画の修正ということでお手元に資料といたしまして、地域防災計画の素案概要版とそれと計画の素案二つの資料がお手元にあると思っておりますが、説明につきましては、素案の概要版のほうでさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い致します。それでは概要版の1ページ目です。まず一つ目の白老町地域防災計画は計画とはということとなっておりますが、この地域防災計画につきましては災害対策基本法の第42条によって市町村の防災会議において作成・修正することとなっております。それで北海道の地域防災計画もございまして、その上位計画として、国の防災基本計画がございまして、その北海道の地域防災計画に各市町村の防災計画をつくる形となっております。最終的なこの地域防災計画の目的としま

しては町民の生命、身体、財産を保護・目的とした計画となっております。続きまして、2番目の計画の位置づけであります。災害対策基本法を頭にしまして国でつくっている防災基本計画、そして都道府県でつくっている地域防災計画、北海道であれば北海道地域防災計画と、そして市町村でつくっていく地域防災計画という形になっておりまして、それぞれの計画につきましては各々防災会議の中で作成、修正をしていくというような形になっておりまして、白老町においても白老町防災会議がありますのでその中でこの白老町地域防災計画の修正あるいは作成をしていくという形になってございます。

続きまして、3番目の計画修正の背景ということで、ご存じのとおり4年前の東日本大震災もありまして甚大な人的あるいは物的な被害が発生したということで、これを受けまして国は最初に防災基本計画の修正に着手しました。これが平成23年12月になっております。その時には新たに津波災害対策編というものを新設いたしまして、今までは地震が主な対策の中には地震が入っていたんですが、津波という部分、東日本大震災を受けまして新たに付け加えたというような形になっております。その後東日本大震災を踏まえまして災害対策基本法の改正が平成24年の6月そして翌年の平成25年の6月、この2回災害対策基本法が改正になってございます。この災害対策基本法、あるいは防災基本計画の修正を受けまして、北海道の地域防災計画も随時修正されたということになりました。白老町においてもその上位計画の修正があったのでということで動き出したのは平成23年、24年ぐらいから、徐々に動き出していたんですが、実際に東日本大震災以降で津波対策ということでそちらのほうを先に重点的に対策を実行していた関係もありまして、この地域防災計画についてはちょっと後回しになったといえますか、そういうような背景はございます。

そして先ほど町長のほうからもお話がありましたけども、平成12年度以降修正が行われていないというようなこともありまして、今年度26年度に入りましてから修正を手がけてきたところでもあります。

続きまして2ページ目。修正の基本的な考え方ということで、先ほど来お話ししていますように国あるいは北海道の防災計画の修正があったということ踏まえまして白老町もそれに合わせた形で修正を行っていくということで、今回の見直しにつきましては過去平成10年から見直ししてないということもありますので、改訂に近い全面的な修正ということで今回見直しをしたところであります。

続きまして5番目の計画の構成であります。こちらに図も載っておりますが、現在の地域防災計画については下段のほうになっておりますが、現在白老町地域防災計画につきましては、ここに書いてありますように総則から始まりまして1番下の災害復旧計画まで7章の章で構成されております。それぞれまた細かいことで節を設けておりますが、最終的には7章49節で現在の計画については構成されております。今回の修正計画につきましては上段になります。総則・防災組織から始まりまして1番下の事故災害防災計画まで5編の構成にしまして、それぞれに細かく章と節を設けて計画を作成しております。

それぞれ今回新たな修正案につきましては災害の種類ごとに分けたということで、1つは風水害の防災計画、もう1つは地震・津波の防災計画、火山災害防災計画、事故災害防災計画ということで、災害ごとに分けて作成しております。それぞれの災害につきましては右のほうに点線で囲んでおりますが、まず災害の発生する前の予防計画災害がいざ発生したときの応急対策計画、その後の復旧に係る復旧計画というような流れで計画については構成されて、風水害、地震・津波にこれも同じような形でこの3つの計画に基づいて作成されております。

次に3ページ目、6の計画修正の大きなポイントということで掲げておりますが（1）災害に対する新たな考え方の導入。①災害時の被害を最小限にする「減災」の考え方を今回導入させていただきます。これは国とか道と同じような考え方で統一性を図って整合性も図りまして減災の考え方を導入しております。

②あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定。東日本大震災の想定外の津波ということで北海道市町村においても最大クラスの津波を想定した対策を取りなさいということになっております。平成24年の6月に北海道では太平洋沿岸の津波浸水予測図が発表されており、その津波を想定した災害対策という形で今回計画の中に盛り込んでおります。（2）地震津波対策の抜本的強化、先ほどもちょっとお話ししましたが、白老町においても現在の防災計画の中では地震が中心ということで津波というものが若干は載っているんですが、ほとんど載っていないような計画になっております。これを地震だけではなく津波も含めた地震津波災害防災計画ということで拡充させていただきます。③東日本大震災を踏まえた各種防災対策の強化推進ということで3つほど上がっております。①自助共助による地域防災力の強化ということです。②地域防災マスター、これは北海道のほうでマスター制度をつくっておりますが、こういうマスターの認定者を多くふやして実現させて組織の拡充をしていきたいという形になっております。③物資の備蓄及び防災意識の向上。災害に備えまして当然備蓄をしなければなりません、それプラス町民の方も防災意識を持っていただいて最低限の備蓄をしていただきたいということも今回の計画の中で盛り込んでおります。（4）教育伝承、防災教育の強化等による地域防災力の向上。これにつきましては①住民による災害教育伝承・防災訓練の強化。②男女共同参画などの多様な視点を取り入れた防災体制の確立という形になっております。

（5）住民等の円滑かつ安全な避難の確保ということで、①避難緊急避難場所の指定。町のほうでも随時津波対策ということで避難場所を民間の方と協定を結びながら進めておりますが、そういうものも今回の計画の中には盛り込んでございます。②避難行動要支援者に対する避難行動支援ということで今回健康福祉課のほうで計画今作成しているところですが、地域防災計画の中でもこの避難行動要支援者の全体的な考え方を盛り込むという形で、今回盛り込ませていただいております。③避難指示の具体性と迅速性の確保ということで、避難指示の基準、水害あるいは地震等もどういふときに勧告を出すのかというような基準を今回盛り込んでおります。（6）被災者保護対策の改善ということで、これにつきましては避難場所の指定とかあとそれぞれの避難場所の生活環境の整備ということで、これらもこれからの具体的な避難所運営

マニュアルとかそういうもの策定して形で、基本的な考えを今回の地域防災計画の中で盛り込んでおります。（７）平素からの防災の防災への取り組みの強化といたしまして、災害対策の基本理念の明確化ということで、この新たな地域防災計画の中に基本理念をしっかり盛り込んだ形で今回作成しております。（８）その他ということで、長い間修正してなかったという部分で関係する法とかも変わってきているということも踏まえまして、そういう部分については修正して今の町の防災組織された災害対策本部の組織も従前の古い課名とか係名になっておりますので、そういう部分の修正しているところであります。

続きまして４ページ目になります。７の計画の主な記載事項ということで載せておりますが、まず第１編、これについては総則・防災組織を載せており。第１編の中で第１章、第２章、第３章という形で掲載しております。第１章が総則。ここについては町及び防災関係の事務又は業務の大綱と町民及び事業所の責務を記載しております。第２章については白老町の概要。白老町の位置とか地質等ここの第２章で掲載しております。第３章につきましては防災組織。これは防災組織の組織機構とかあと各課における災害対策本部の設置基準各課の事務分担というものを第３章に載せております。（２）第２編、風水害防災計画ということで、風雨にかかる計画で第１章から第５章まで掲載しております。第１章については風水害の想定ということで過去の風水害の計画で想定される風水害を記載しております。第２章につきましては災害通信計画ここにつきましては気象情報等の発表想定、発表基準及び伝達方法等を記載しております。第３章、災害予防計画。水害、土砂災害の危険箇所のほか平時から取り組むべき災害対策に関する事項として、消防、備蓄、避難場所等を載せております。第４章、災害応急対応計画。ここにつきましては災害対策本部等の活動内容や職員動員計画、町民に対する広報、避難勧告等の発生基準等々を載せて記載しております。第５章、災害復旧・被災者援護計画。被災状況を十分検討し復旧の今後の計画を行うために、ここに適切な援護等の計画を載せております。

（３）第３編、地震・津波災害防災計画として記載しております。ここについては第１章から第５章まで載せておまして、第１章、地震・津波の想定。第２章、災害通信計画。これは先ほど風水害と同じなのですが、第３章から第５章までについては同じような要望から応急対応、復旧というような計画になっておりますので内容については省略させていただきます。（４）第４編、火山災害防災計画。これは今まで特に新たなものとして今回載せたものなのですが、白老には樽前山も隣のまちにあります。倶多楽火山もありますので、火山災害防災計画ということで火山の災害に対する対応を新たに第４編として設けて載せています。最後（５）第５編、事故災害防災計画。これはいろんな事故災害での事故があったときにそれに対応するべく新たに載せている部分であり、新たに編として第５編として載せております。例えば第１章では海上災害対策計画、第２章では鉄道災害対策計画、第３章では道路災害対策計画、第４章では危険物等災害対策計画、第５章が大規模な火事災害対策計画、第６章が林野火災対策計画、第７章は突発的な大規模停電対策計画等という形で、それぞれの災害の時の対応を掲載していくところでございます。

続きまして、8の計画の構成一覧ということで、現行の比較対象ということで載せております。先ほど言いましたように、旧計画につきましては第7章の49節で構成させていただきましたが、新たな計画については5編体制の22章の120節ということで作成しております。特にこの中で見ていただければいいかなと思いますが、右側に現行計画の項目の中で新設というところが結構ございまして、全部で46の新設を新たに設けているというところがございまして。これにつきましては先ほど来国とか道の計画も基準に見直しをかけているということで、従前は町の計画に載せてなかったものが新たな計画という形で示されております。そういうような形で今回の計画につきましては一応基本的には国道の計画をもとに修正をかけたということで、それプラス過去修正していない期間が長い間ありましたので、その期間に名称とか変わったところも修正をかけたということで新たに今回修正案を作成したところでございまして。以上、簡単雑駁であります。私からの説明といたします。

○副議長（及川 保君） ただいま説明がありました。この件について、特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今回の防災計画、ご苦労様でした。ありがとうございます。こういう細かいとこまでよく調べていただいていたなと思って感謝しております。

ただ一つわからないのですが、25ページの風水害防災計画のところ、(2)の計画で想定される風水害で今までの白老町の風速とか雨の降水量とか1位と書いてあるのですが、これでいったら昭和62年が第1位になっているのですが、でも昨年の9月10日から3日間の大雨ありましたよね。あれよりも、もっとこっちのほうがひどかったというふうに理解していいのかしら。その辺が私よくわからないので、その辺、もうちょっと具体的に教えていただくと助かるかなと思うので、ちょっとそこのところお願いします。

○副議長（及川 保君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） ここに25ページに過去の1時間当たり降水量の最大、1日当たりの降水量の最大が載ってますけど、これは1時間当たり、あるいは1日当たり、月当たりというような形でスパンが決まっているんです。たまたま去年は確かに大雨降りましたが、実際大雨降った箇所というのが山の奥のほうで森野とか白老にはアメダスおいてありますので、1時間当たりとかの雨量はそのアメダスによってわかるのですが、実際おいてない气象台、短時間記録的大雨というような形で1時間当たり100ミリ以上降ったとかというふうなことは气象台のほうから入っているのですが、それは气象台のレーダーでわかった記録で実際アメダスとしてはそんな量は降ってなかったんです。100ミリとか森野もそうですし白老のアメダスもそうなんですけど。そういうようなことがありまして、ここのその日最大雨量関係というのは、あくまでもアメダスがおいてある場所での1日当たりの最大あるいは1時間当たりの最大という数字になっているので、そういうふうな形でご理解していただきたいと思っております。

○副議長（及川 保君） 7番、西田裕子議員。

○7番（西田裕子君） わかりました。結局今回の9月の時は結局アメダスがおいてない場所だったので白老町としては、それは数字がつかめない、そんなに多くなかったというふうにはそこは一つわかりました。そうしたら、今後こういうような昨年の9月みたいな状況になってきて当然ないところもあるわけですから、白老は細長いしそういう時はどういうふうな形で今後これを考えていくのかしら。アメダスではなくて気象庁のほうのそっちのほうになっていくのかしら。そこの考えただけちょっと教えてもらいたいと思いますけど。

○副議長（及川 保君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） ここに載ってくる数値というのは基本的にはそのアメダスの記録、今資料には2箇所森野と高砂に2箇所あるんですけど、その記録が正式な記録ということで、その短時間記録的豪雨とかそういうのは気象台レーダーではわかる、それもはっきりわかるかどうかわからないんですけど、そういう情報は来るんです。短時間記録的豪雨があったと気象台のほうから、それをここの正式な記録としては今後についても載せていけないのかなと、あくまでもアメダスの数値の記録として、今後最大数値があったときはこれを修正していくというようなことで考えているところです。

○副議長（及川 保君） ほかがございませぬか。11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。説明ありがとうございます。計画の厚いほうの15ページの連絡本部の設置についてなんですけども、前回の災害のときにも、対策本部が設置されてからの動きは大変スムーズでよかったかなというふうに記憶しておりますが、初動態勢のときの命令、指令の具合がどうもちょっと誰の命令を聞いたらいいのかわからないような雰囲気、その業者の人たちの中でもそういう意見を聞いたことがあるんですけども、そのそれ用の反省を踏まえてこの連絡本部の設置っていうのは行われたのかどうかお聞きします。

○副議長（及川 保君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） いろいろ災害の時にはいろんな関係機関の方の協力していただいて、町だけでは対応できないような災害もありますので、そういう時には例えば建設協会の方とかそういう方々をお願いして対応してもらおうという部分もあります。過去の災害において、その指揮命令等系統がどこの部署から出ているんだとか、誰に聞けばいいのかとかそういうようなことで、戸惑っているそういう関係機関の方もおられたと思うんです。今回見直しをしましてこういうような体制をきちっとした形で今後については災害の時に自分が何をすればいいのかとか、そういうようなことがよりわかるような形で今回見直しをかけまして、また今度職員にも今27年度につくる計画をしているので、ちょうど職員の初動マニュアルとかどういうときに自分が出ていって何をすればいいのかとか、そういうマニュアルをつくって職員に示して災害のとき自分は何をしてというような形で皆さんに職員もうそうですが、その関係機関の方にもわかるような形のものこれからつくっていききたいなというふうには考えております。

○副議長（及川 保君） ほか、ございませんか。8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 1点だけです。災害、諸災害があった場合にその情報を町民の方からも問い合わせの窓口この19ページの組織図の中では、本部事務局に窓口がおかれるんでしょうか。というのは本部事務局だとしたら、恐らくここに障害関係各機関との連携だとか、本部機能の中核になっていただいていると思うので、私たちが議員として情報を把握させていただきましたら、畑田課長が対応していただいたんですけど、結構これ本来だったらやっぱりその本部機能に集中していただかなければいけない立場だなと思いつつながらだったんですよ。ですから、相当対応する部分はきちんと考えたほうがいいのかなと思いつつながらだったので、そのあたりはどのように整理されるのでしょうか。

○副議長（及川 保君） 森主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 従前の対応では例えば去年の9月なんかそうなんですけども、やはり我々交通防災グループの職員につきましては、防災関係機関との連絡調整っていうことが大きな任務になってきます。その中で当然住民の皆さんからは、まず役場の代表電話に入りますと、うちのグループ以外の総務課の職員で対応をさせていただいているところでありまして。また議員さんの皆さんに対しましては、当然うちのほうで全ての情報を集約したものを議会事務局のほうに提示するような形を今後とはらせていただきたいと思いますので、議会事務局のほうに連絡をとっていただければ、その時点での情報をお渡しするといったような仕組みがこれから取れるかと考えております。以上です。

○副議長（及川 保君） 11番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） ちょっと1点だけ、この地域防災計画の見直し、抜本的な改正という形の中ではこのまま読ませていただきました。

これはあくまで行政側の基本的なものとか、物事の考え方をまとめたものであって、今後これを例えばここの対策を具現化していく、町民の行動としてどうしていくのかということ具現化していく計画というのは、今後これに合わせてまたつくっていかなくちゃいけないですよ。つくるっていうか、それはつくるのが本旨ではなくて、町民にしっかり浸透させて考えさせる、考えさせるといういい方はちょっとあれなんだけど浸透させるそういった計画が今後必要な分だなと思うんです。そういった作成については今後、どういう考え方を持っているのか、ちょっとお伺いしておきます。

○副議長（及川 保君） 森主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 氏家議員のおっしゃるとおりでございます。この地域防災計画と申しますのは、まさしくその行政がしなければいけないことを整理した計画でございますので、これがこれだけで災害対応ができるとは思っておりません。そのために27年度には職員の初動マニュアル、これは次に住民の皆さんにもご協力をいただいた中でと考えておりますけれども、避難所運営マニュアルそれと地震災害時などのために業務継続計画、この3つの計画マニュアルを作成したいというふうに考えております。



住民の皆さんにはこの計画、当然ホームページにも掲載いたしますけれども、なかなか厚くて実際読まれるのはなかなか難しいとは思っています。町としましては以前に配付しています防災マップですとか、あと25年の8月に作成しました津波避難計画ですとか、そういったやっぱりあの具体的な住民の皆さん自身がとらなければいけない行動ですとか、そういったものを配布するですとか、広報通じてホームページに掲載しているですとか、そういったようなことをしていきたいとは思っております。

○副議長（及川 保君） 1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番氏家です。この計画がどうのこうのじゃなくて国がそういったものごとの考え方を変えていくので、道もまた町もそれにならった行政間の中での取り組みっていうか、町民に対してのいろいろな対応みたいなものをまとめたものだと思っており、それはそれで受けとめられるんです。ただしこれを例えば広報に載せたところで、これを抜粋してちゃんとわかりやすく載せてくれるならいいのかもしれないけども、町はこういう行動をとりまますよっていうふうにして。先ほども課長が言ったとおり、住民自身がとらなければいけない行動についての、その具現化、具体策対策、ここに書いてありますよね。地域防災マスターの活用でいろんな意識啓発をしながら、そして持続可能なものにしていかなければいけないんだということはいくら読み取れるんだけども。そういったことをこれから町民の人たちと一緒に考えていかないといけない。この間も釜石の事例をとってその大きな揺れが来たと、そこにいたその職長さんが、間髪入れずすぐに山に逃げれと言って逃げさせたと。仕事途中何でもいから遠くに逃げれと。高いところに逃げれと。高いうちに逃げれと。その会社の従業員が全て守られたという、そういう話もああいう体験から聞くと、今町民が何をしないといけないかということ、まず大前提に考えてこういった計画を練ってもらえるのが1番いいんじゃないかと思うんです。だから国がやり道がやりそして地方がこういった計画を立てるということはそれはそれで理解できます。ですから今後こういったことに基づいて地域住民がどういう対応していかなければいけないのか。それに向けて行政が何をしていかなければいけないかという計画を具体的なものにしていただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（及川 保君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 本当に188ページにわたる計画で見たとき、これはどうするだろうと思ったんですが、先ほど言いましたように国の制度、それから道の制度がなかなか決まらない中で大変ご苦労されてつくったなっていうふうに思っているんですが、今の時代何が起きるかわからない、想定外のことがどんどん起きてきてるっていう時代の中で、それぞれ打ち出してこられたものがこの計画の中に網羅されていると思います。今、氏家議員が質問お話ししたように、私は町民は地震が起きたら何を1番にするのかって町民はそれだけわかればいいのかと思うのです。洪水になったら何をやるのかっていう、それだけわかればその後のことはそれぞれの関係性のある人だけがわかればいいのかというふうになんてちょっと単純に考えてたんです。そういったことをきちっとお知らせして、いつもそういう構えを持って、自分自身

の中で持たせていくっていうことが1番大きな役割なのかなというふうに思っているのと同時に、各学校、各保育所、それぞれがいろんなものにほとんど地震、津波に対してだと思うんですがマニュアルをつくってやっていますよ、避難訓練ほとんど。このマニュアルの修正ということが今後必要になってくるのか、どうなのかなっていうふうに思うんですが、その辺こういうふうにあるようなほかのほうの対策ができましたよね。それと集団でやってる人たちのやっぱりただ逃げればいいのかって、何でどういうふうな動作をするかとその組織としてのマニュアルがないと困るんじゃないかと思うんですけども、それに合わせたマニュアルを変えていく必要があるというふうなお考えになってるかどうか。その点、伺いたいと思います。

○副議長（及川 保君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） まず前段で本編のほうの7ページのほうに町民及び事業者の基本的な責務というようなものが、今回新たに載せております。町民の方はこういうようなことを普段用意しといてくださいとか考えておいてくださいということで7ページに載せていまして、8ページには事業者の方々の責務といったようなことで載せてあります。こういう中で今言われた保育所とか、学校とか、地震とか津波に対するマニュアル的なものはあるのかなと思います。基本的には、おととしうちのほうで防災マップ配布しております。その中で津波の避難所とかそういうところを図面に載せて配布しておりますので、今現在の津波とか地震の対策ではそのマップをもとに自分たちがもし大津波警報が発令されたときはどこに逃げるだということ、ある程度決めていると思うんです。今後、地震とか災害から津波以外の災害に時にどうするんだということもあろうかと思えますけども、基本的には今現状での地震津波の対応マニュアルをつくっている現時点では、それを新たに変わるとかそういうことは今の現状では、いいのかなというふうには思っております。ただほかの災害にそれ以外の災害については検証して見直すところは見直していかなければならないのかなというふうには思います。

○副議長（及川 保君） ほかがございませんか。12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 何点かお聞きしたいと思います。先ほど地域防災マスターのお話も出てたんですけど、今回修正ポイントの中に自主防災組織の拡充ってあるんですけども、この防災マスターというのは、ボランティアかと思えますけど、今後いろんな防災教育という観点から、いろいろとこういうふう活躍して行かなければならないとか、やっていただかなければならない部分というのは多くなると思うんですが、これまちとしての今防災マスターボランティアかどうかっていうのもわからないんですけど、そういう位置づけというのは、どういうふうにならなっているのかなって、いろいろそういうまちと一緒にこう協力してそういう防災組織の拡充というのはここにもありますからね。当然これはまちでやらなければならないことだと思いますので、そういうどういう関係になっていくのかなって、身分とか、その辺ちょっと聞きたいと思えます。それとこの修正ポイントの中にあるんですけど、このあらゆる可能性を考慮した最低クラスの津波想定この津波想定っていうのも防災の中にもありますけど、

大町でも 8.8 竹浦 7.0 と差があるんですけど、具体的にその対策、修正ポイントの中にその対策ってあるんですけど、その具体的に対策というのは、どのような対策をしていくのか、今までの津波の防災マップの津波浸水予想図からまた新たな何かが出てくるのか、そのもっと今までの想定より大きいクラスの津波を想定してこういうことやっていくのか。そこをまず聞きたいと思います。

○副議長（及川 保君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 地域防災マスターの件からお答えいたします。

この地域防災マスター制度っていうのは、基本的には北海道でつくった制度でありまして、この間の広地議員の代表質問の中にもありましたが、現在の白老町内で地域防災マスターの資格を認定されている方は 17 人おられます。その方は道の主催する研修会と申しますか、そういうところに受講して、それで認定されるというような形になっているんですが、町の方ではどういうふうに携わっているのかと申しますと、特に直接的な携わっている部分はないんです。まず北海道のほうからマスターの認定を受ける日程とかが 1 年間に 2 回か 3 回ぐらい道内で研修が行われているんですが、そういうものを研修だとか決まれば広報でお知らせして認定の研修がありますので受けてくださいというようなことを間接的な援助っていうか、そういう形ではやっています。現在、白老町に白老マスター同好会、防災マスター同好会ができていますので、そういう団体にも間接的にうちのほうで支援というか、研修やりたいと、自分たちの同好会で研修やっていると申せば場所を提供して間接的な支援というのはやっております。ただ今後どういうふうな形で防災マスターの資格を持ってきた方々に町として対応していくというのは今後どういうふうな形で進めるかというのはこれからのちょっと課題かなというふうには考えております。もう 1 点目の最大クラスの津波の関係なんですけど、これは平成 24 年の 6 月に太平洋の沿岸の津波浸水予測図が出て今回竹浦 7 メートル、8 メートルということで表示されて今回の防災計画の中にも載せております。現在想定されている最大の津波というのはここで載せている津波であって、今後どういうような想定が変わるかもしれませんが、そういう津波を想定して一時避難場所とか民間とのその避難施設の協定とか、いろんな対応をしております。ですので、ここに出てくるポイントとして地震と津波の対策という中ではもう既に実施している部分があるというふうに捉えていただければと、今後また拡充はしていくんですが、企業との避難施設としての協定とかそういうものはこれからもやっておこうとも思っているんですが、基本的には最大クラスの想定した津波の対応の事業というのは、現在も進め過去も進めてきましたし現在も進めているような状況だにご理解いただきたいと思います。以上です。

○副議長（及川 保君） 12 番、本間広朗議員。

○12 番（本間広朗君） それで今回新しく要するに倶多楽火山というのが新しく出てきますよね。これ御嶽山の噴火のときに倶多楽火山というもの僕も余りよく知らなかったんですけども、そういう倶多楽火山があるっていういわゆる地獄谷と言われるようなところだと思うんですけど、その噴火を今回予想して出してきましたよね。この要するに噴火に対するこれからま

ちとして、そういうふうは今樽前山やってんですけど新たにそういう倶多楽火山の噴火に備える何かそういうまちとしてそういう防災についてもっと具体的にこれからやっていくのか、それむしろ、どっちかっていうと有珠山のほうが過去にもこの白老町に降灰していたりして大きな災害はなかったんですけどね。降灰しても国道はセンターライン見えなくなったり、結構被害ではないけど、大きな被害はなかったと思いますが、農業被害はあったかもしれないですけど、そういう被害もあるんですけど、その有珠山はいいとして、今後倶多楽火山どのようなそういう防災対策しなければ、何千年に1回とか、そういうスパーンで噴火しているという中にはありますけどね。新たなそういう対策を講じなければならないのかどうか。ちょっと、そこだけお聞きします。

○副議長（及川 保君） 森主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 倶多楽火山についてでございますけれども、御嶽山の噴火によって新しく出てきた火山ではございません。倶多楽もともと国の常時観測火山47火山のうちの1つに入っております。当然、12年12月の地域防災計画にも項目としては倶多楽といった部分の名称は入ってございました。そんな中で実は対策自体が今まで進んでおりませんでした。これをやはりその国のほうでその常時観測火山の47火山については、対策をしていかなければいけないということで、メインは当然登別市さんなんですけれども、実は2年前から動きがございまして、この3月に倶多楽火山の連絡会というものが組織されることになってございます。その中には当然気象台ですとか国の機関ですとか、あと被害想定区域である森林管理所ですとか、あと北海道ですとか、いろいろなそういった関係機関が連絡会の中に入りまして、これからその想定する噴火があった場合にどう対応していくのかといったところがこれから検討されていくこととなります。以上です。

○副議長（及川 保君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

これをもって、地域防災計画の修正についての説明を終了いたします。

---

### ◎閉会の宣告

○副議長（及川 保君） 以上をもって全ての案件の説明が終了いたしましたので、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後0時10分）